

「学校において予防すべき感染症と出席停止の基準」

※令和8年度

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） ○特定鳥インフルエンザ 	治癒するまで
第二種	○新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	○インフルエンザ※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日（幼児は3日）を経過するまで
	○百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬による治療が終了するまで
	○麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	○風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	○水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	○咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	○結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	○髄膜炎菌性髄膜炎	
【 注意 】ただし病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。		
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ○コレラ ○腸チフス、パラチフス ○細菌性赤痢 ○流行性角結膜炎（はやり目） ○腸管出血性大腸菌感染症 ○急性出血性結膜炎 	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	停止の措置が必要と考えられるもの（ <ul style="list-style-type: none"> ○溶連菌感染症 ○手足口病 ○ヘルパンギーナ ○伝染性紅斑(りんご病) ○感染性胃腸炎 ○マイコプラズマ感染症 ○R-S ウイルス感染症 ○ヒトメタニューモウイルス感染症 ○帯状疱疹 ○単純ヘルペスウイルス感染症 等 	医師の判断と指示により登校（園）可能

※学校において予防すべき感染症の解説より